

京 都 大 学 情 報 環 境 機 構 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第 6 条 協議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長が指名する理事</p> <p>(2) 最高情報セキュリティ責任者</p> <p>(3) 機構長</p> <p>(4) 副機構長</p> <p>(5) <u>企画・情報部次長</u></p> <p>(6) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第 6 号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第 1 項第 6 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第 1 2 条 整備委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 機構長</p> <p>(2) 副機構長</p> <p>(3) センター長</p> <p>(4) 部局長 若干名</p> <p>(5) 総合博物館長</p> <p>(6) 図書館機構長</p> <p>(7) <u>企画・情報部次長</u></p> <p>(8) センターの教授 若干名</p> <p>(9) その他機構長が必要と認めた者 若干名</p> <p>2 前項第 4 号、第 8 号及び第 9 号の委員は、機構長が委嘱する。</p> <p>3 第 1 項第 4 号、第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第 6 条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>情報環境機構担当部長</u></p> <p>(6) }</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>第 1 2 条</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) <u>情報環境機構担当部長</u></p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。</p>